

Q 宗教法人に対し現金を寄付した場合、税金はかかりませんか？

A 宗教法人に土地を寄付すると、寄付者にも宗教法人にも課税問題が生ずる場合があるので注意が必要だということは前月号で説明したところですが、現金の寄付についてはそのような問題は通常まったくありません。

ただ寄付金が巨額ですと、寄付金そのものに税金はかかりませんが、そのお金を貯える過程で、たとえば不当に税を免れた事実はなかったか、あるいは他人から贈与を受けたのに贈与税を納めなかったのではないかなど、課税にかかる問題で税務署から調べを受ける可能性はあります。しかしそのような事実がなければ、税金の心配は不要です。もっともずっと以前から、少なくとも七年ほど前から保有していたことが明らかであれば、課税

を受けることはありません。

要は寄付したお金が不明瞭なものでないことを後日立証できるように、預金通帳や帳簿などの関係資料を少なくとも七年間は保存しておくよう心がける必要があります。なお、寄付金の額が少額であれば、税金の心配はまったく不要だと思います。

Q 住職継職に関する費用を寺院会計とは別会計にして、寺院の会計とは関係なく門徒から選ばれた継職実行委員が管理していますが、問題はありますか？継職にあたり出勤法中、親戚法中その他の方々より祝金をいただきましたが、この祝金は継職別会計に収納するのによいのですか？それとも寺院の一般会計に収納したほうがよいのでしょうか？

また永代経について、一般会計と別に預金

し別処理を行っていますが、適切な処理と言えますか？

A 住職継職関連の費用を別会計にして実行委員が管理するということは、広く門徒から寄付を集めて継職の慶事を実行し、その收支について後日皆さんに報告しようという考えがあつての処理だと思われませんが、問題になることはないでしょう。「収支報告書」を作成し保存しておく必要があることは言うまでもありません。また余剰金が残れば、寺院の一般会計に繰入れておくべきでしょう。次に住職継職にあつていただく祝金の処理ですが、継職という寺院にとって大変重要な慶事に対する祝金ですから、寺院の一般会計に収納するのが道理ではないかと思えます。継職に関する別会計に収納する性質のお金ではないでしょう。

永代経について、特別会計で処理している

寺院もよく見かけます。永代経による収入を将来の本堂修復費などに充てるといった目的で貯えているケースもあります。どんな目的であれ永代経という特別の収入を経営的な寺院の費用には充当せず、将来に備えるのはむしろ望ましいことかもしれません。

注意すべきことは、永代経の収入を漏らさず帳簿に記録し、支出についても記録し領収書などをきちんと整理保存しておくこと、さらに年度末には永代経特別会計の現預金の残高を寺院の「財産目録」に正しく記載し、寺院の財産であることを明示しておくこと。以上二点を必ず守っていただく必要があります。

財産目録には寺院の所有するすべての財産を記載する必要がありますが、特に現金・預貯金については漏らさず記載する必要があります。特別会計であっても寺院の会計である以上、記載すべきは言うまでもないこと

です。

もし記載されない預貯金があれば、たとえ名義が寺院名でもそれは寺院の財産ではなく、住職の個人財産であるとの意思表示を受け取られても仕方なく、大変な問題が生じる恐れがあります。まして永代経会計の預貯金の名義が寺院名でなくたとえば住職名義にでもなっていると、横領問題に発展しかねません。永代経の会計を特別会計として処理することは、合理的理由があれば一向に構いません。しかし預貯金の通帳名義人は必ず寺院名義（代表者名が必要）とし、財産目録に必ず記載することを忘れないで下さい。

（税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進）

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXま

たは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp